

支援を希望された方にご理解いただきたいこと

1. 支援を希望された方への支援内容

(1) 災害時

- ア. 安否の確認を行います。
- イ. 気象情報や避難所の開設状況など避難情報をお伝えします。
- ウ. 避難所への誘導、避難の介助を行います。

(2) 平常時

- ア. さりげなく、無理のない見守りを行います。
(見守り時にいつもと違うと感じる例)
 - ・日中でも雨戸が開いていない
 - ・夜になってもいつもの電灯が点いていない
 - ・洗濯物が何日も取り込まれない
 - ・新聞や配達物が取り込まれていない など
- イ. 希望される場合、声掛け・訪問活動を行います。

2. 留意いただきたいこと

(1) 災害時

災害状況によっては、支援者の方が被災することもあり、支援を受けられない場合があります。

自分で出来る災害時への備えもお願いします。

(2) 平常時

ア. 支援者の方も普段の生活があり、予めご相談したとおりに出来ない場合があります。

また、支援者の方に出来る範囲で協力をお願いするものであり、責任を負わせるものではありません。

イ. 自ら、ご家族・縁者の方、ご近所の方と連絡を取り合うことで、この取り組みは更に確かなものになります。

